

公の施設の指定管理者の指定の件（老人休養ホーム）

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市保養センター駒岡
- 2 公の施設の位置
札幌市南区真駒内
- 3 指定管理者
札幌市中央区大通西19丁目1番1
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会
会長 梶井 祥子
- 4 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(理 由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、保養センター駒岡の指定
管理者を指定するため、本案を提出する。